

引っ越し等で住所が変更となった方へ

当健保組合にも、必ず届出を！

健診のご案内、健保からの各種お知らせ等は、みなさまから提出していただいた住所にお送りしております。コロナ禍で社内便が使用できず、届かない書類も

あります。大切なお知らせを確実にお届けするために、住所が変わった場合は、事業主様だけでなく当健保組合にも必ず「住所変更届」をご提出ください。

申請書類は当健保組合ホームページからダウンロードできます

被扶養者（異動）届をお忘れなく

被扶養者の方で、右のいずれかに当てはまる等、被扶養者の要件を満たさなくなったときは、被扶養者から外す手続きが必要です。「健康保険被扶養者（異動）届」に被扶養者でなくなる方の保険証を添付の上、異動があった日から5日以内に当健保組合へ（現役社員の方は事業主様経由）ご提出ください。

※パートタイマーなどの短時間労働者であっても、一定の条件を満たし、勤務先の健康保険に加入した場合は被扶養者でなくなります。詳しくはホームページをご覧ください。

こんなときは被扶養者でなくなります

- 就職した
- 給与、年金、不動産所得などの収入で、年間収入が130万円以上となった（60歳以上または一定以上の障害がある場合は180万円）
- 結婚してその配偶者の被扶養者になった
- 亡くなった
- 75歳になった
- 続柄、同居、生計維持関係等の要件を満たさなくなった

特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

3月初旬 2022年度の保険料納入通知書を発行します

\* 特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます（毎月払いの方は、3月28日から新保険料での引落としとなります）。

\* 納付方法に応じた 毎月払い(任意継続被保険者のみ) 1年前納 6カ月分前納 の通知書を一括でお送りします。

● 2022年度の保険料

特例退職被保険者

2022年 3月から	標準報酬月額 410,000円
	健康保険料 29,315円
	介護保険料 8,610円
	合 計 37,925円

\* 65歳以上の方の介護保険料は、健保組合では徴収していません。

任意継続被保険者

2022年 3月から	標準報酬月額 500,000円 (2022/3/31までに資格取得した方の上限額)
	健康保険料 35,750円
	介護保険料 10,500円
	合 計 46,250円

\* 40歳未満の方は介護保険料の徴収はありません。

★ 編集後記 ★

北京冬季オリンピック、パラリンピックでは熱い戦いが繰り広げられましたが、応援する競技、応援する選手の活躍はいかがでしたか。長引くコロナ禍ですが、春はもうそこまできています。一日も早く穏やかな日常が戻ってくることを心よりお祈り申し上げます。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで